

あぐいエコアクションプラン

(令和4年度～令和12年度)

**令和4年3月
令和6年10月 改定**

阿久比町

■目次

1. 背景	1
2. 基本的事項	2
(1) 目的	2
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 対象とする範囲	2
(4) 対象とする温室効果ガス	3
(5) 基準年度・計画期間	3
3. 温室効果ガスの排出状況	4
4. 温室効果ガスの排出削減目標	5
(1) 目標設定の考え方	5
(2) 温室効果ガスの削減目標	5
5. 目標達成に向けた具体的な取組	6
(1) 取組の基本方針	6
(2) 温室効果ガスの排出抑制に直接的に資する取組内容	6
(3) 温室効果ガスの排出抑制に間接的に資する取組内容	7
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	8
(1) 推進体制	8
(2) 取組内容の見直し及び結果公表	9
(3) 職員への環境教育の実施	9
別表1 取組対象施設一覧	10

1. 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガス排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、平成27年（2015年）12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2℃未満にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、平成10年（1998年）に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。

また、平成28年（2016年）に、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）により、我が国の中期目標として、温室効果ガス排出量を令和12年度（2030年度）に平成25年度（2013年度）比で26%減とすることが掲げられました。さらに、令和3年（2021年）には、46%減とすることに変更されました。

地方公共団体には、温対法第21条第1項により、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。また、地球温暖化対策計画においても、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

本町においても、自らが行う事務・事業に伴う温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化対策の推進を図るため「阿久比町庁内エコアクションプラン」（以下「前計画」という。）を策定し、目的達成に向けて取り組んできました。

「あぐいエコアクションプラン」（以下「本計画」という。）は、前計画の内容を見直すとともに、引き続き目的達成に努めるよう策定するものです。

また、この取り組みにより国連が提唱する国際目標「SDGs（持続可能な開発目標）」への貢献を目指すとともに、地球温暖化対策の推進に努めます。



図1 SDGs（17のアイコン）

2. 基本的事項

(1) 目的

本計画は、温対法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、本町が行う事務・事業に関し、温室効果ガスの排出を抑制するとともに、来訪者や施設利用者に対しても啓発や情報提供を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的として策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、温対法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）であり、上位計画である「第6次阿久比町総合計画」に即し、策定します。

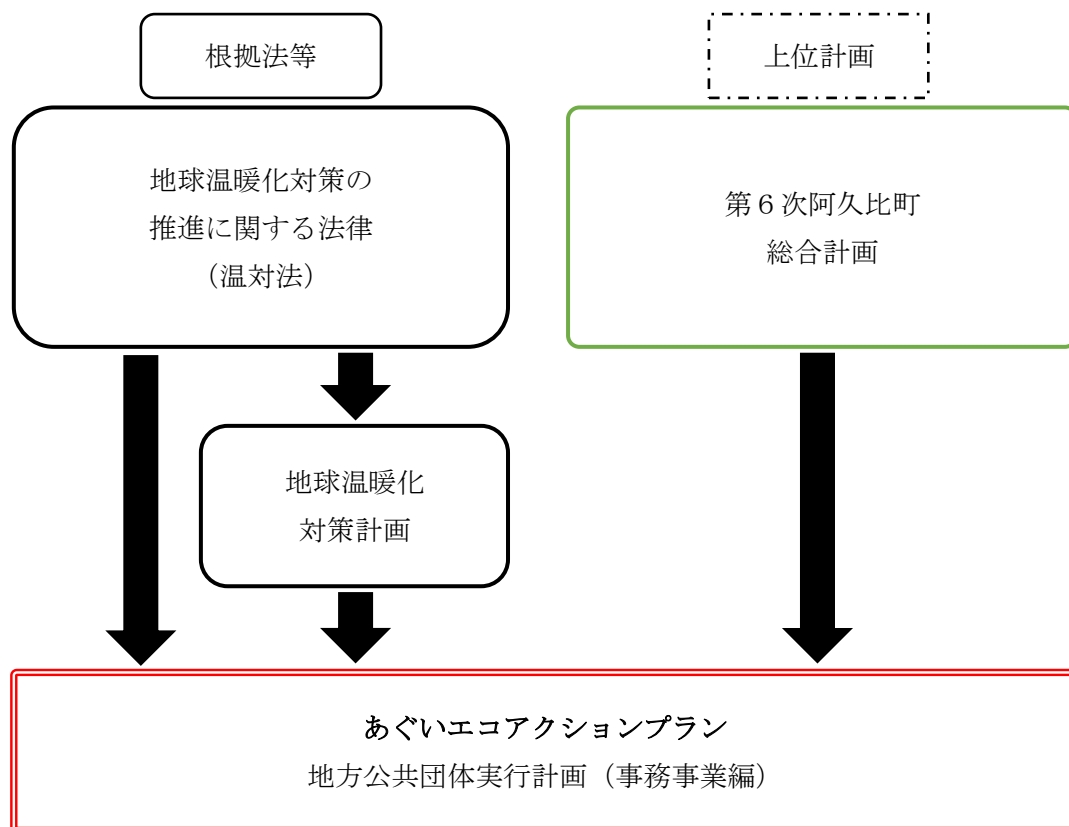


図2 本計画の位置づけ

(3) 対象とする範囲

対象とする範囲は、本町が行う全ての事務・事業とし、全ての組織及び施設を対象とします。（別表1）

なお、外部委託等により個別のエネルギー使用量の把握が困難な施設や事業は対象から除外しますが、温室効果ガスの抑制について可能な限り、本計画の趣旨に沿った取組実施を要請するものとします。

(4) 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、「二酸化炭素」、「メタン」、「一酸化二窒素」、「ハイドロフルオロカーボン」の4種類のみを調査対象物質とします。なお、「パーフルオロカーボン」、「六ふっ化硫黄」、「三ふっ化窒素」は、排出量の把握が困難であるため、対象から除外します。

対象とする温室効果ガスの種類及び発生原因

ガスの種類	発生原因
二酸化炭素 (CO ₂)	電気の使用、燃料の使用（重油、都市ガス、軽油、ガソリン、液化石油ガス、灯油）
メタン (CH ₄)	自動車の走行（軽油、ガソリン）
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行（軽油、ガソリン）
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	自動車用エアコンディショナー使用

(5) 基準年度・計画期間

基準年度を令和元年度（2019年度）とし、計画期間を令和4年度（2022年度）から令和12年度（2030年度）までの9年間とします。また、技術進歩や社会情勢の変化、対象施設の増減等が想定されることから、計画開始から3年後の令和7年度（2025年度）に、計画の見直しを行います。

※基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、各地方自治体が独自に設定する年度をいいます。

項 目	年 度							
	元年度	...	4年度	5年度	6年度	7年度	...	12年度
期間中の 事項	基準 年度		計画 開始			計画 見直し		目標 年度
計画 期間								

図3 計画期間のイメージ

3. 温室効果ガスの排出状況

本町の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算値）は、基準年度である令和元年度（2019年度）において、1,719,262 kg-CO₂となっています。

温室効果ガス総排出量の内訳

区分	排出量 (kg-CO ₂)
二酸化炭素 (CO ₂)	1,717,344 kg-CO ₂
メタン (CH ₄)	94 kg-CO ₂
一酸化二窒素 (N ₂ O)	1,642 kg-CO ₂
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	182 kg-CO ₂

※kg-CO₂とは、温室効果ガスの発生量（重量kg）を表す単位のこと、異なる種類の温室効果ガスをCO₂基準で換算して重量で表したものです。

また、エネルギー種別では、電気が全体の71.5%を占め、次いで重油13.4%、都市ガス9.6%、軽油3.4%、ガソリン1.8%、その他0.3%となっています。

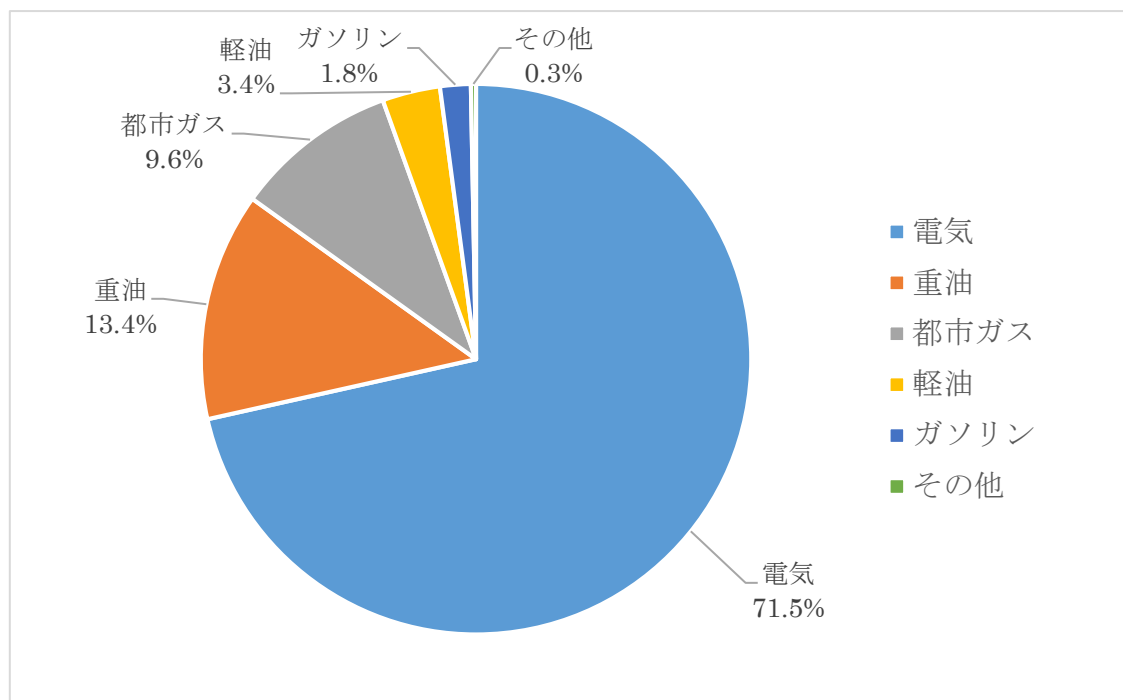


図4 令和元年度（2019年度）エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、本町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（令和12年度）に、基準年度（令和元年度）比で30%削減することを目標とします。

温室効果ガスの削減目標（単位 kg-CO_2 ）

項目	基準年度（令和元年度）	目標年度（令和12年度）
温室効果ガスの総排出量	1,719,262	1,203,483

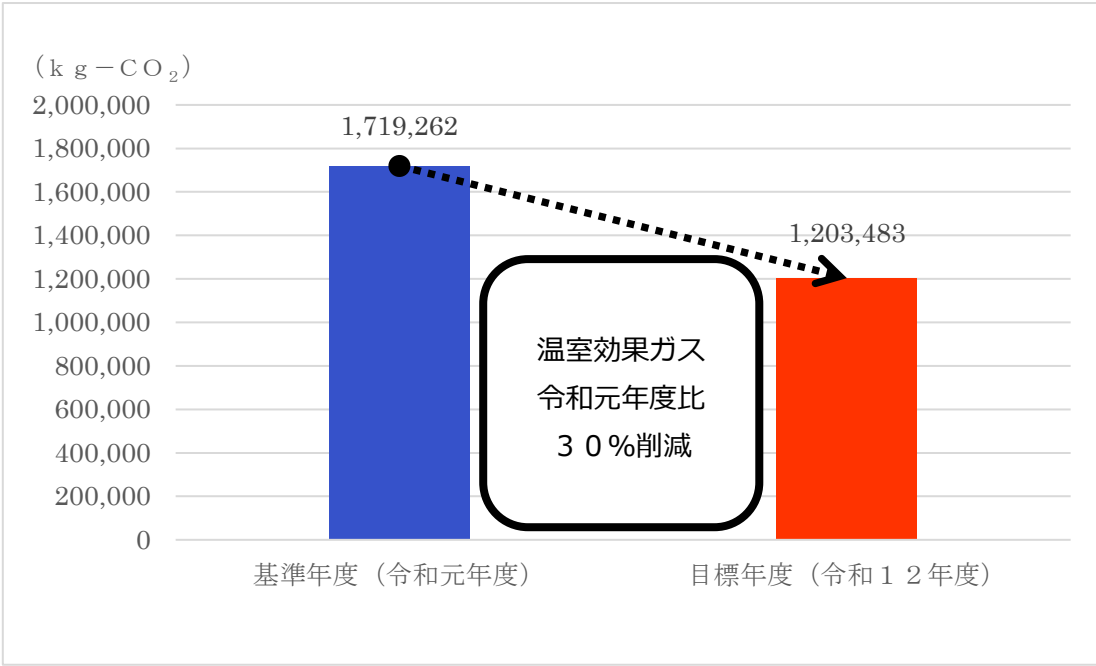


図5 温室効果ガスの削減目標

5. 目標達成に向けた具体的な取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気及び燃料等のエネルギー等使用量の削減に重点的に取り組めます。

(2) 温室効果ガスの排出抑制に直接的に資する取組内容

次の取組項目は、本町の事務・事業に直接的に資する取組です。

①「使用量削減」に努める

●照明

- ・業務時間外は、特別な場合を除き、必要最小限の点灯とする。
※特別な場合とは、来客時、緊急時、時差出勤職員が勤務中などを指す。
- ・昼休み（正午から午後1時）は、窓口を除いて消灯を徹底する。
- ・会議等で別室を使用する場合は、終了時間を設定する。

●空調

- ・冷暖房温度の適正化を徹底する。
- ・運転時間は業務時間内とし、業務時間外の運転は基本的に停止する。
- ・空調機フィルターの定期的な清掃、点検で適正管理を行う。
- ・クールビズ、ウォームビズを実施し、冷暖房の使用抑制に努める。

●OA機器

- ・常時使用しない電化製品は、コンセントからプラグを抜く等の節電に努める。
- ・長時間の離席時にはスリープ機能等を活用し、パソコンの画面を消灯する。
- ・各部署の最後に退勤する者は、OA機器等の電源オフを確認する。

●公用車

- ・近距離は徒歩で移動する。
- ・発進時の「ふんわりアクセル」（5秒で20km/hが目安）を徹底する。
- ・車間距離にゆとりをもって、急加速・急減速を減らす。
- ・減速時には、早めのアクセルオフをする。
- ・暖房時には、A/Cをオフにする。
- ・駐車時はエンジンを切る。
- ・不要な荷物を下ろす。
- ・出張時等は公共交通機関や、相乗りの積極的な利用に努める。
- ・タイヤの空気圧等の日常点検に努める。

●その他

- ・ノー残業デーには、終業の15分後までに退庁する。
- ・エレベーターを接客、物品運搬、緊急時等以外は使用しない。
- ・来訪者及び施設利用者への協力を呼びかける。

②「環境配慮」を推進する

●施設設備等の改善

- ・再生可能エネルギーの導入を検討する。
- ・LED照明を導入する。
- ・ハイブリッド車や電気自動車等を導入する。

(3) 温室効果ガスの排出抑制に間接的に資する取組内容

次の取組項目は、本町の温室効果ガス排出量に直接的に影響を与えるものではないため、温室効果ガス総排出量として換算はしませんが、社会全体の温室効果ガス総排出量の削減に寄与するものであることから、継続的に推進を図るものとします。

①「使用量削減」に努める

●水

- ・給湯室や洗車時の節水に努める。

●紙

- ・両面、割付印刷をする。
- ・文書の配布が必要かどうかを検討し、印刷を最小限にする。
- ・パワーポイント等の利用や、タブレット端末の導入による会議等のペーパーレス化に努める。
- ・ミスコピーの防止に努める。
- ・職員間で共有する文書はファイルサーバーやポータルサイト等を利用し、印刷が必要な場合は裏紙の利用を徹底する。
- ・シュレッダーの使用は、機密文書、個人情報を含む文書のみとする。

②「廃棄物削減」に努める

- ・ごみの分別を徹底し、可能な限りリサイクルに努める。
- ・個人ごみを排出しないよう努める。
- ・使い捨て製品の購入を抑制し、詰め替え可能な製品や再生品、リサイクルしやすい製品を選択する。

③「環境配慮」を推進する

●公共事業

- ・環境負荷が少ない工法を選択するように努める。
- ・建設副産物のリサイクル、廃棄物の削減、適正処理に努める。
- ・環境に配慮した資材・建設機械の使用に努める。
- ・公共施設の緑化に努める。

●物品購入

- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づいて、環境負荷が少ない製品やサービスを選択する。
- ・在庫数を把握し、適正な量を購入する。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

建設経済部長をエネルギー管理統括者とし、事務局にてとりまとめた結果を年度ごとに幹部会議に報告します。

また、各課から選任された1名の代表者により構成された職員エコ対策研究会を設置し、本計画を着実に推進します。

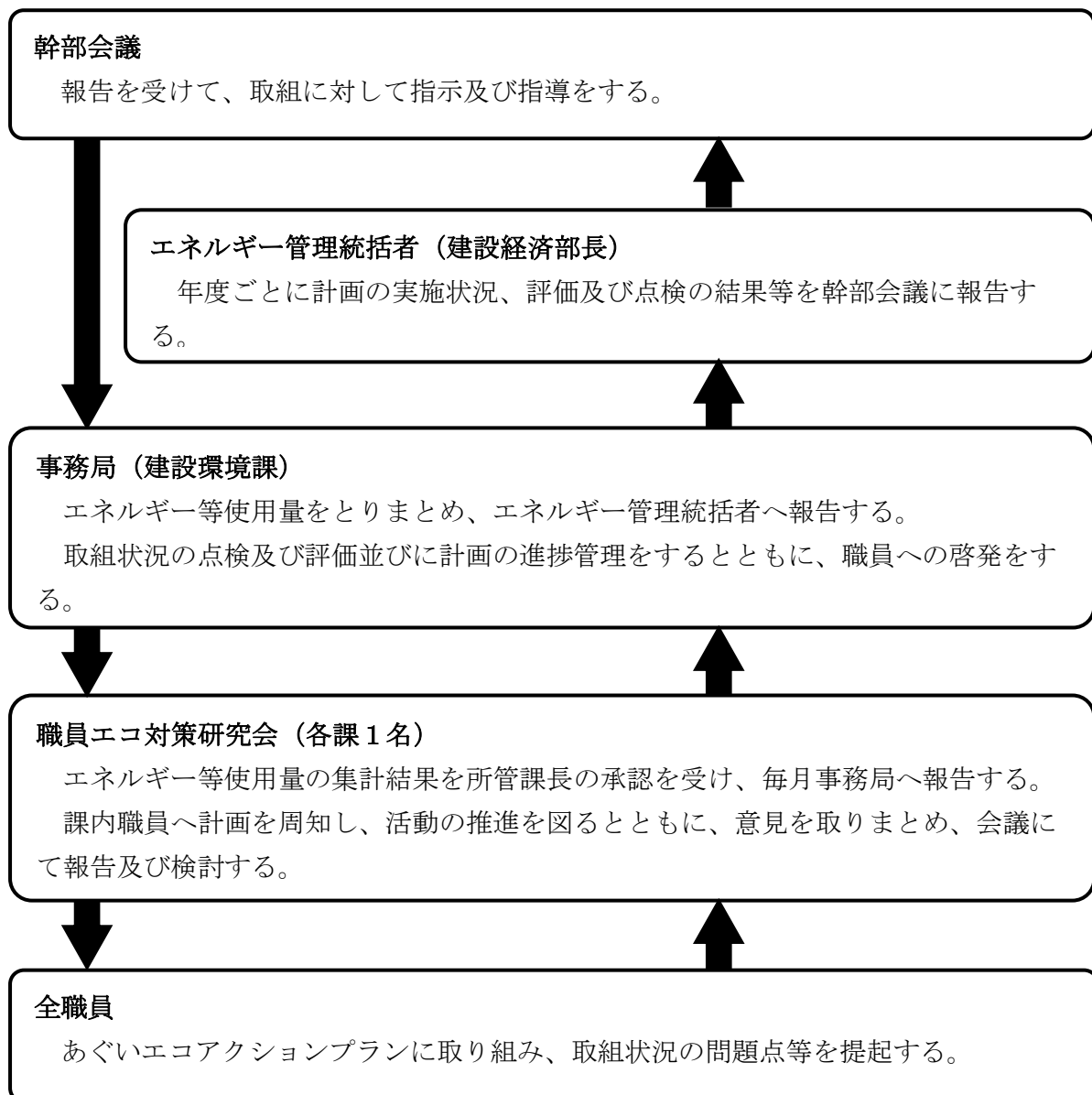


図6 推進体制組織図

(2) 取組内容の見直し及び結果公表

本計画に基づく目標及び取組内容については、令和7年度の計画見直し時に加えて必要に応じて適宜見直します。また、温室効果ガスの排出量を含む前年度の実施結果及び今後の取組について、ホームページ等で公表するとともに、全職員に周知します。

(3) 職員への環境教育の実施

地球温暖化対策の推進に向け、職員に対して講習会や研修会を実施します。

別表 1 取組対象施設一覧

施 設 名	
阿久比町役場庁舎	職員駐車場
中央公民館本館	多目的ホール（アグピアホール）
消防団東部分団詰所	消防団英比分団詰所
消防団草木分団詰所	消防団本部詰所
消防団南部分団詰所	防災倉庫
ほくぶ幼稚園	英比保育園
草木保育園	宮津保育園
城山保育園	北原保育園（休園）
英保育園（休園）	卯ノ山児童館
げんきッズ東部	オアシスセンター
勤労福祉センター	丸山公園武道場
花かつみ園	阿久比排水機場
丸山公園	矢口公園
宮津公園	卯ノ山公園
高根台中央公園	高根台西公園
高根台東公園	植公園
山田中央公園	山田東公園
富士塚公園	中島公園
福池公園	柏原公園
東原公園	さるこ公園
いたちだ公園	白沢台中央公園
六反田公園	福住園高台西公園
福住園高台南公園	坂部駅西公園
後畑公園	阿久比駅前公園
小廻間公園	小廻間その2公園
親水公園	矢勝川緑地
西徳吉公園	陽なたの丘南公園
陽なたの丘中央公園	陽なたの丘東公園
西徳吉その2公園	卯坂南公園
殿越川景観整備地（緑地）	白沢ホテルの里
矢勝川除塵機監視カメラ	前田川除塵機監視カメラ
英比川除塵機監視カメラ	八ヶ谷配水場
草木配水場	高根配水場
東部増圧ポンプ場	卯坂猿田マンホールポンプ

草木平池マンホールポンプ	学校給食センター(AGUMOGU)
東部小学校	英比小学校
草木小学校	南部小学校
阿久比中学校 (令和5年3月増築)	図書館
ふれあいの森	ふれあいの森ホタル観察室・養殖場
阿久比スポーツ村	スポーツ村交流センター (アグスポ)
子ども総合支援センター	板山グラウンド
白沢グラウンド	草木グラウンド
もちの木園	

あぐいエコアクションプラン

令和４年３月発行

令和５年３月改定

令和６年１０月改定

発行：阿久比町 建設経済部 建設環境課 環境係

〒４７０－２２９２

愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越５０

TEL：０５６９－４８－１１１１

FAX：０５６９－４９－００５７